令和6年1月発行

名古屋市　市営住宅

先着順募集申込のご案内

◎　一般募集において申込みのなかった市営住宅の入居者を先着順で募集します。
◎　募集した住宅は申込みがあるまで随時申込みを受け付けます。

募集住宅追加時期	5月・8月・11月・2月

※　上記募集住宅追加時期にあわせて、「先着順募集　募集住宅一覧表」を発行します。

1．募集住宅

● 追加される募集住宅は、別冊の「先着順募集 募集住宅一覧表」をご覧ください。

● 随時受付中の募集住宅は先着順のため、受付済みとなっている場合があります。
申込み可能な住宅は、下記お問い合わせ先にてその都度ご確認ください。

◎　最新状況のお問い合わせ先

名古屋市住宅供給公社管理課（本社３階）	☎　052 - 523 - 3875
住まいの窓口（栄地下街）	☎　052 - 264 - 4682 または 4683

※　場所及び営業時間は裏表紙をご覧ください。

◎　募集住宅一覧表ダウンロード

名古屋市住宅供給公社ホームページ

名古屋市住宅供給公社　検索

https://www.jkk-nagoya.or.jp/

※「トップページ」→「お知らせ」→「市営住宅」

※　ホームページに掲載の募集住宅一覧表については、発行時点をご確認の上ご覧ください。

2．受付窓口

名古屋市住宅供給公社管理課（本社３階）
住まいの窓口（栄地下街）

※　追加される募集住宅の初日受付窓口については、
別冊の「先着順募集　募集住宅一覧表」をご覧ください。

※　場所及び営業時間は裏表紙をご覧ください。

目　次

１．　申込みから鍵の受領までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．　申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　申込み時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３．　申込資格等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　　申込資格要件（年齢要件）の緩和について・・・・・・・・　６
　　緊急連絡先の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　　申込みできない世帯構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　　ご相談いただくときのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　　東日本大震災において被災された方へ・・・・・・・・・・・　６
４．　申込区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　申込区分一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　申込区分と世帯構成の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　事故住宅について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
５．　収入基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　　収入計算の対象となる収入、ならない収入・・・・・・・・　８
　　収入基準と住宅種別（公営／改良）・・・・・・・・・・・・　９
６．　収入基準と家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　収入基準早見表の使える方／収入による判定・・・・・・　１０
　　収入基準早見表の使えない方／所得による判定・・・・・　11・12
７．　申込書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
８．　駐車場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

≪市営住宅とは≫

- 市営住宅は、収入の少ない方に入居していただくために、国から補助を受けて建設された住宅です。したがって、入居条件の一つとして収入基準が法令で定められています。家賃については、入居者の収入に応じて法令で定められた家賃を納付していただきます。なお、収入が著しく低い世帯等のために家賃／敷金の減額制度があります。
- ３年以上入居している方で、条例で定める額を超える収入のある方は「収入超過者」として認定され、①住宅の明渡努力義務が生じ、②収入に応じて条例で定める額が加算された家賃となります。公営住宅については、５年以上入居している方で、政令で定める高額な収入のある方は「高額所得者」として認定され、①住宅の明渡請求を受け、②近傍同種（民間並み）の住宅の家賃となります。

≪個人情報の取扱について≫

- 申込用紙に記載された個人情報は、個人情報保護に関する法律、名古屋市個人情報保護条例及び名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理します。また、お預かりした個人情報は市営住宅の入居者の募集に関連する業務にのみ使用し、法令に定められた場合を除き第三者に提供、開示することはありません。

1．申込みから鍵の受領までの流れ

申込みから鍵の受領までは、次のような順序で進みます。

① 申込み　※ 詳細は、３ページに記載

方　　法：この案内書に同封の申込書を、以下の受付窓口に直接提出してください。
受付窓口：名古屋市住宅供給公社管理課（本社３階）または 住まいの窓口（栄地下街）※初日受付除く

② 資格審査

申込書の提出により申込み手続きが完了した方は、入居資格の確認（資格審査）をさせていただきます。必要書類を揃えていただき、名古屋市住宅供給公社管理課（本社３階）へ提出してください。

※ 申込書の記入内容とご提出いただいた公的証明書等の内容を確認します。内容が異なる場合は失格となり、入居できない場合があります（ご提出いただいた書類はお返しできません）。

③ 住宅の下見　※ ②資格審査合格者の方が対象となります。申込み時点では住宅の下見はできません。

資格審査合格者の方へ、契約書類を送付します。書類が届きましたら、申込住宅の下見が可能となりますので、契約前に必ず住宅の下見を行ってください。なお、住宅の下見に必要な書類は契約書類とともに送付しますので、詳細につきましてはそちらをご覧ください。

※ 下見の際は荷物などの搬入はできません。

④ 契約手続き

契約手続書類が揃いましたら、名古屋市住宅供給公社管理課（本社３階）にお越しいただき、入居契約手続きをしていただきます。契約手続きが完了した方には、「契約手続完了通知書」等をお渡しします。

※ 一部でも書類が揃っていないと、契約手続きができませんので、十分ご注意ください。

※ 現在市営住宅または定住促進住宅等に入居中の世帯の場合は、契約手続きと同時に現住宅の退去手続きも行っていただきます。

⑤ 鍵の受領

契約手続き完了後、鍵を受領することができます。鍵の受領は、入居可能日（家賃発生日）の１週間前（土、日、祝日の場合は前営業日）から可能となります。

鍵の受領の際には、「契約手続完了通知書」等をお持ちください。また、お渡しする３本の鍵以外にマスターキー、スペアキー等はありません。なくさないよう十分ご注意ください。

なお、同時に市営住宅または定住促進住宅を退去する場合は、旧住宅の退去日（新住宅の入居可能日の前日）から１週間以内に旧住宅の鍵をご返却いただきます。

≪注意事項≫

※ お申込みいただいた住宅を変更することはできません。

※ 基準日は申込日です。申込資格や収入基準、年齢（１１ページの〈公的年金等の場合〉の表を除く）、出産、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）なども、基準日現在において確認します。

※ 入居期限は申込日から起算して６ヵ月です。期限内に入居手続（契約）を完了し、入居されない場合は入居資格を失いますのでご注意ください。

※ 契約を完了しても住民票の住所は変更されません。入居可能日後１４日以内に申込家族全員で住民票の転入・転居手続きを行ってください。

※ 荷物搬入等の目的で一部の家族だけが先に入居することはできません。

2. 申込方法

- 申込みされる方は、申込みの当日に以下の書類を受付窓口に提出してください。

名古屋市営住宅入居申込書（先着順募集申込用） ※ このご案内に同封されています。

※ １３ページの記入例をご参考の上、黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

※ 受付窓口は、表紙・裏表紙をご参照ください。

≪申込み時の注意事項≫

※ 申込みは１世帯１通（１戸）に限ります。同一人が複数の申込書に記載された場合（申込者・同居人を問いません）はその全てを無効とします。

※ 申込書提出後の申込住宅の変更はできません。

※ 収入等、入居資格について申込時点と資格審査・入居時で変わる場合には、内容により失格となります。お申込みの際は十分注意してください。

※ 申込住宅の下見は、鍵の保管などの理由により、資格審査を合格するまでできません。

※ 市営住宅では犬、猫、小鳥などのペットを飼育することはできません。入居にあたっては、ペットを飼育しないことを誓約していただきます。

※ 市営住宅は、建設後相当の年数が経過している住宅が多く、一部の傷や汚れなど、修繕できない箇所があります。また、インターホンやエアコン、インターネット等の設置にあたって、住宅の建設年度等により回線工事等が必要となる場合もありますので、ご承知おきください。

※ 市営住宅には、住宅戸数分の駐車場がないため、すぐに契約できる駐車場はごく限られています。また、大きさ等の制限があります。入居の際には駐車場の確保をお願いします。

※ 市営住宅では自治会等による自治活動が行われています。入居にあたっては、自治活動や清掃／除草／ゴミの整理等の活動に積極的に参加／協力することを誓約していただきます。

※ 市営住宅の入居契約時には、申込者本人の印鑑登録証明書・家賃の３ヶ月分の敷金納付が必要となります。

※ 市営住宅の家賃等を滞納している方が入居予定家族の中にいる場合は、滞納家賃等を完納するまで住宅のあっせんはできません。

※ 現在市営住宅に入居中の世帯が申込む場合、入居する際に現在の住宅を退去することが契約の条件となります（結婚等による世帯分離の場合を除きます）。

※ 単身でご入居される方については、介護状況申立書兼同意書の記入をして頂きます。

NOTICE:

Applications are limited to one apartment for a household.
Applications made for two apartments or more are invalid.
You cannot change the contents on the application form after it has been submitted.
Please make sure that the application is filled in correctly before submitting it.
For further information please contact the Application section of the Nagoya City Housing Supply Corporation at (052) 523 － 3875 or the Sumai－no－Madoguchi at (052) 264 - 4682 or 4683 (Japanese only).

3. 申込資格等について ※ 以下の1～7（単身者は1･3～8）の要件すべてに該当することが必要です。

番号	申込資格要件	確認書類
1	申込者本人の住所地または勤務地が名古屋市内にあること	住民票（申込日現在での居住を確認します） 住所地が名古屋市内にない方は、勤務地が名古屋市内であることの証明も必要です。
2	同居する親族または同居予定の親族がいること（8の要件にあてはまる単身者を除く） 婚約者世帯等の方については入居期限までに申込家族全員で入居できること	続柄等の記載のある世帯全員分の住民票 住民票が別の場合は戸籍謄本等 ※内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれ戸籍上の配偶者のないことが確認できることが必要です。 婚約者と申込む方は、婚約証明書 ※ただし、契約前に婚姻届受理証明等の公的証明書の提出が必要です。 名古屋市ファミリーシップ制度の宣誓をされた方は、宣誓書記載内容等証明書 里親に委託されている児童は、里親（措置）決定通知書 申込みできない世帯構成に注意してください。（6ページ参照）
3	収入が基準の範囲内であること（8～12ページに掲載）	市区町村の発行する所得証明書等
4	現在、何らかの理由で住宅に困っていること（入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合は申込みできません） ※　右欄参照	現在お住まいの住宅の賃貸借契約書（物件所在地・家主・借主のわかるもの） ※ 現在の持ち家を入居契約までに処分できる場合は申込みできます。その場合は次の書類を書類審査時に提出していただきます。 不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等（入居期限までに処分できない場合は失格となります）
5	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族が暴力団員でないこと	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。 また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。
6	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、市営住宅または定住促進住宅の未納の家賃等がないこと	申込日現在の支払い状況を確認させていただきます。未納の家賃等がある場合は、申込み前にお支払ください。
7	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年以内に市営住宅、または定住促進住宅から、明渡請求を受けて退去した方がいないこと。※迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年（単身入居理由の①～⑫に該当する方については5年）以内。	資格審査時に確認させていただきます。（確認書類の提出は必要ありません）

番号	申　込　資　格　要　件	確　　認　　書　　類
8	配偶者等がなく次の条件のいずれかに該当する方（②～⑧の該当者でも満 15 歳に達した日以後の最初の3月 31 日を経過していない方は申込みができません）	配偶者等がいないことを戸籍謄本等により確認させていただきます。別居しているだけでは申込みできません。
	① 満 60 歳以上の方	→住民票等
	② 身体障害者手帳所持者でその程度が１級から４級の方	→身体障害者手帳
	③ 精神障害者保健福祉手帳所持者でその程度が１級から３級の方	→精神障害者保健福祉手帳
	④ 愛護手帳（１度から４度）、療育手帳（愛護手帳（１度から４度）に相当する程度）所持者の方	→愛護手帳、療育手帳
	⑤ 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受けている方	→障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証（障害種別が４又は５（難病によるものに限る）） →特定医療費受給者証（指定難病）
	⑥ 戦傷病者手帳所持者で、その程度が恩給法の特別項症から第６項症および第１款症の方	→戦傷病者手帳
	⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第１項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方	→原子爆弾被爆者に対する特別手当証書
	⑧ 生活保護法の規定により保護を受けている方	→生活保護費の受給証明書
	⑨ 海外からの引揚者で引揚後５年を経過していない方	→引揚後５年未満である旨の厚生労働省社会・援護局の引揚証明書
	⑩ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方	→ハンセン病療養所への入所を証する書類
	⑪ ＤＶ（配偶者等からの暴力）被害者の認定をされている方	→県女性相談センターか婦人保護施設で保護を受けている又は受けていた証明書（保護終了後５年を経過していない方が対象）または裁判所の保護命令決定書の写し（決定日から５年を経過していない方が対象）
	⑫ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている方	→支援給付の受給を証明する書類
	※ 一部住宅において、上記資格のない方でも単身でお申込みいただける場合がございます。 詳細については、６ページ内≪申込資格要件（年齢要件）の緩和について≫をご覧ください。	

≪申込資格要件（年齢要件）の緩和について≫

一部住宅における申込資格要件（年齢要件）を緩和し、満 60 歳未満の方でも単身で申込み可能とします。ただし、この場合でも満 15 歳に達した日以後の最初の３月 31 日を経過していない方は申込みできません。

対象となる住宅は、別紙「先着順募集　募集住宅一覧表」の「備考」欄に「年齢要件緩和」の記載があるものです。

≪緊急連絡先の届出について≫

入居契約時に、緊急連絡先となる方１名の届出をお願いします。

- できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- 緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

≪申込みできない世帯構成≫

	例	備　　考
1	夫婦を分割した世帯 （現在離婚調停裁判中または調定裁判予定の方およびＤＶ被害者と認定された方を除く）	離婚調停中または裁判中の方は事件係属証明書の提出が必要です（ＤＶ被害者の方は、確認書類の提出のみ）。
2	不自然な寄り合い世帯、分割世帯	他に扶養義務者がある方を統合した世帯など
3	兄弟姉妹だけで構成された世帯 （両親死亡等を戸籍上証明できる等の場合を除く）	詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理課（052－523－3875）に、お問い合わせください。

※ これ以外の場合も含め、不自然な世帯構成とみなされる場合には申込みができません。
※ 資格審査において不自然な世帯構成と判定された場合は失格となります。

≪ご相談いただくときのお願い≫

申込資格の有無や申込住宅の種別の判定は、全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日資格審査書類を提出された時に、書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。口頭や一部書類でのご相談の場合は、最終的な判定にはならないことをあらかじめご承知おきください。

≪東日本大震災において被災された方へ≫

「福島復興再生特別措置法」または「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理課（052－523－3875）にお問い合わせください。

4. 申込区分

≪申込区分一覧≫

申込区分	対象世帯
一般向	２人以上の世帯
単身者向	単身者
多家族・多子世帯向	５人以上の世帯または１８歳未満の子３人以上を含む世帯

≪申込区分と世帯構成の関係≫

申込区分と世帯構成の関係は下表のとおりです。お申込みの区分について、世帯要件等が申込書で確認できない場合は、受付できませんのでご注意ください。

〇…申込可
△…申込区分ごとの資格要件を満たす場合、申込可
×…申込不可

世帯構成＼申込区分		一般向	単身者向	多家族・多子世帯向
一般世帯	２人以上の世帯	〇	×	△
	５人以上の多家族世帯または１８歳未満の子３人以上を含む世帯	〇	×	〇
単 身 者		×	〇	×

※ 申込可能な区分が２区分以上ある場合も、申込みできるのは１区分（１戸）のみです。

≪事故住宅について≫

事故住宅とは、居室内で入居者等が死亡し、発見が遅れた住宅又は火災が発生した住宅のうち、事故発生から概ね１年以上が経過し、住宅の復旧補修が可能になった住宅です。

事故の個別の状況（死亡原因や発見経緯等）については、お答えしかねますので、ご承知おきください。

なお、入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出頂きますので、ご了解の上お申し込みください。

≪その他≫

（ペット飼育について）

市営住宅では犬・猫・小鳥などのペットを飼育することはできません。入居にあたっては、ペットを飼育しないことを誓約していただきます。

（インターホン・エアコン・インターネット等について）

市営住宅にはインターホンやエアコン、インターネット等は付属しておりません。また、設置にあたっては住宅の建設年度等により回線工事等が必要となる場合もありますので、ご承知おきください。

（風呂桶・風呂釜について）

住宅によっては、風呂桶や風呂釜を入居者ご自身で設置していただく必要があります。社会情勢により給湯設備の供給に遅れが生じている可能性がありますので、ご承知おきください。

（修繕等について）

市営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部の傷や汚れなど修繕できない箇所があります。

5. 収入基準について

≪収入計算の対象となる収入、ならない収入≫

申込者本人及び同居親族（同居予定者を含む）のうち、収入のある方全員の合計総所得金額により、申込資格等の有無を判定します。

1．**収入計算の対象となる収入**は、所得税法上課税の対象となる収入のうち、継続的収入をいいます。
　① 給　与　所　得　：　給与／賃金／賞与／残業手当／専従者給与など
　② 上記以外の所得　：　事業所得／配当所得／不動産所得など
　③ 公 的 年 金 等　：　下表参照

年金の種類	計算の対象となるもの	計算の対象とならないもの
国民年金法による年金	老齢基礎年金、通算老齢年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金
厚生年金保険法による年金	老齢厚生年金、通算老齢年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金	退職共済年金、減額退職年金、通算退職年金	障害共済年金、遺族共済年金

※ 上の表のほかにも、「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

2．**収入計算から除外される収入**は、生活保護の扶助料／雇用保険金／傷病手当金／労災保険金／休業補償金／遺族年金をはじめとする一部年金／仕送り／給与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。

3．婚約者世帯の方が退職予定で申込む場合のみ（ただし、退職期限は入居期限の前日です）無職として扱うことができます。この場合、申込書の備考欄には「〇年〇月〇日退職予定」と記載してください。なお、資格審査時には退職証明書等の提出が必要となります。

≪収入基準と住宅種別（公営／改良）≫

収入のある方全員の総所得金額をもとに１１・１２ページの計算式により算出される所得月額により、申込可能な住宅種別が異なります。

改良住宅は、収入基準が公営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

※「公営住宅」は、公営住宅法に基づいて建設された住宅です。名古屋市営住宅の多くは公営住宅になります。

※「改良住宅」は、住宅地区改良法に基づいて建設された住宅で、収入基準等が公営住宅と異なります。

※このほか、住宅市街地総合整備事業の施行に伴い建設された「コミュニティ住宅」があります。収入基準等は改良住宅と同じであり、募集案内では改良住宅として表記しています。

申込世帯／住宅種別	原則階層	裁量階層
公営住宅	所得月額　１５８，０００円以下	所得月額　２１４，０００円以下
改良住宅	所得月額　１１４，０００円以下	所得月額　１３９，０００円以下

なお、「裁量階層世帯」とは、下表の要件に該当する世帯をいい、一般的な世帯である原則階層世帯に比べ、収入基準が緩和されます。

裁量階層世帯

- ●高齢者　申込者本人が 60 歳以上で、同居親族がある場合は、いずれもが 60 歳以上または 18 歳未満の世帯
- ●身体障害者（１～４級）世帯
- ●精神障害者（１・２級）世帯
- ●愛護手帳所持者（１～３度）世帯
- ●療育手帳所持者（愛護手帳（１～３度）に相当する程度）世帯
- ●難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している世帯
- ●戦傷病者（特別項症～第６項症・第１款症）世帯
- ●原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている）世帯
- ●海外引揚者（本邦に引き揚げた日から５年未満）世帯
- ●ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条の規定によるハンセン病療養所入所者等の世帯
- ●中学校修了前の子がいる世帯

6. 収入基準と家賃

家賃は、１１・１２ページに掲げる計算式に沿って計算された所得月額が、下表のどの家賃区分に該当するかによってその額が決まります。

［公営住宅］　**（単位：円）**

家賃区分	所得月額
1	0～104,000
2	104,001～123,000
3	123,001～139,000
4	139,001～158,000
5	158,001～186,000
6	186,001～214,000

■原則階層世帯　区分　１～４

■裁量階層世帯　区分　１～６

［改良住宅］　**（単位：円）**

家賃区分	所得月額
1	0～104,000
2	104,001～114,000
3	114,001～123,000
4	123,001～139,000

■原則階層世帯　区分　１・２

■裁量階層世帯　区分　１～４

≪収入基準早見表の使える方／収入による判定≫

※ すべての世帯が早見表を使って判定できるわけではありません。次の１～３の全てに該当する場合に限って判定ができます（それ以外の方は、１１・１２ページの計算が必要です）。

1. 収入のある方が一人だけ
2. 年金を受給している方がいない
3. 次の表に該当する方がいない

※ 年齢は全て申込日現在の満年齢で計算します。

① ７０歳以上の扶養親族・７０歳以上の同一生計配偶者
② １６歳以上２３歳未満の扶養親族（同一生計配偶者は除く）
③ 特別障害者（身体障害者手帳１・２級、愛護手帳１・２度など）
④ 障害者（身体障害者手帳３～６級、愛護手帳３・４度など）
⑤ 寡婦控除を受けている方
⑥ ひとり親控除を受けている方
⑦ 市営住宅に入居しないが、所得税法上扶養している親族

〔公営住宅〕

給与所得者の場合(総収入金額でみる収入基準早見表)　(単位:円)

階層＼同居扶養人数		なし（単身者）	1 人（2人家族）	2 人（3人家族）	3 人（4人家族）	4 人（5人家族）	5 人（6人家族）	6 人（7人家族）
原則階層	公営住宅	2, 967, 999 以下	3, 511, 999 以下	3, 995, 999 以下	4, 471, 999 以下	4, 947, 999 以下	5, 423, 999 以下	5, 895, 999 以下
裁量階層		3, 887, 999 以下	4, 363, 999 以下	4, 835, 999 以下	5, 311, 999 以下	5, 787, 999 以下	6, 263, 999 以下	6, 720, 000 以下

自営業者等の場合(合計総所得金額でみる収入基準早見表)　(単位:円)

階層＼同居扶養人数		なし（単身者）	1 人（2人家族）	2 人（3人家族）	3 人（4人家族）	4 人（5人家族）	5 人（6人家族）	6 人（7人家族）
原則階層	公営住宅	1, 896, 000 以下	2, 276, 000 以下	2, 656, 000 以下	3, 036, 000 以下	3, 416, 000 以下	3, 796, 000 以下	4, 176, 000 以下
裁量階層		2, 568, 000 以下	2, 948, 000 以下	3, 328, 000 以下	3, 708, 000 以下	4, 088, 000 以下	4, 468, 000 以下	4, 848, 000 以下

〔改良住宅〕

給与所得者の場合(総収入金額でみる収入基準早見表)　(単位:円)

階層＼同居扶養人数		なし（単身者）	1 人（2人家族）	2 人（3人家族）	3 人（4人家族）	4 人（5人家族）	5 人（6人家族）	6 人（7人家族）
原則階層	改良住宅	2, 211, 999 以下	2, 755, 999 以下	3, 299, 999 以下	3, 811, 999 以下	4, 287, 999 以下	4, 763, 999 以下	5, 235, 999 以下
裁量階層		2, 643, 999 以下	3, 183, 999 以下	3, 711, 999 以下	4, 187, 999 以下	4, 663, 999 以下	5, 135, 999 以下	5, 611, 999 以下

自営業者等の場合(合計総所得金額でみる収入基準早見表)　(単位:円)

階層＼同居扶養人数		なし（単身者）	1 人（2人家族）	2 人（3人家族）	3 人（4人家族）	4 人（5人家族）	5 人（6人家族）	6 人（7人家族）
原則階層	改良住宅	1, 368, 000 以下	1, 748, 000 以下	2, 128, 000 以下	2, 508, 000 以下	2, 888, 000 以下	3, 268, 000 以下	3, 648, 000 以下
裁量階層		1, 668, 000 以下	2, 048, 000 以下	2, 428, 000 以下	2, 808, 000 以下	3, 188, 000 以下	3, 568, 000 以下	3, 948, 000 以下

- 原則階層／裁量階層については、９ページを参照してください。
- 年の途中で勤務先等が変わった方は、収入または所得を「年間金額」に換算する必要があります。

≪収入基準早見表の使えない方／所得による判定≫

※　以下の①～④の手順に従い、お申込み世帯の所得月額を算出してください。

① 収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉年間総収入金額から年間総所得金額を計算します⇒Ⓐ

総収入金額から総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）

給与の年間総収入金額	年間総所得金額	
651,000 円未満	0 円	
651,000 円以上～　1,619,000 円未満	年間総収入金額－650,000 円	
1,619,000 円以上～　1,620,000 円未満	969,000 円	
1,620,000 円以上～　1,622,000 円未満	970,000 円	
1,622,000 円以上～　1,624,000 円未満	972,000 円	
1,624,000 円以上～　1,628,000 円未満	974,000 円	
1,628,000 円以上～　1,800,000 円未満	端数処理をします（処理方法は表の下をご確認ください）。	端数処理後の年間総収入金額×0.6
1,800,000 円以上～　3,600,000 円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.7－180,000 円
3,600,000 円以上～　6,600,000 円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.8－540,000 円
6,600,000 円以上～　8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9－1,200,000 円	
8,500,000 円以上～	年間総収入金額－2,050,000 円	

※　所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

［端数処理の方法］　　（例）2,831,597 円の場合

（ｉ）　年間総収入金額を 4,000 で割って小数点以下を切り捨てる。→ 2,831,597÷4,000＝707.899…

（ii）　（ｉ）で算出した数字に 4,000 を掛ける。　→ 707×4,000＝2,828,000

●2,828,000 円を端数処理後の年間総収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉年間総所得金額を使用します⇒Ⓑ

〈公的年金等の場合〉下記の表により年間総所得金額を算出してください⇒Ⓒ

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額(A)	年間総所得金額
65 歳以上の方	330 万円未満	年間総所得金額＝（A）　－　1,200,000 円
	330 万円以上　410 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.75　－　375,000 円
	410 万円以上　770 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.85　－　785,000 円
	770 万円以上　1,000 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.95　－　1,555,000 円
	1,000 万円以上	年間総所得金額＝（A）　－　2,055,000 円
65 歳未満の方	130 万円未満	年間総所得金額＝（A）　－　700,000 円
	130 万円以上　410 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.75　－　375,000 円
	410 万円以上　770 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.85　－　785,000 円
	770 万円以上　1,000 万円未満	年間総所得金額＝（A）×0.95　－　1,555,000 円
	1,000 万円以上	年間総所得金額＝（A）　－　2,055,000 円

※　所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

（注）６５歳未満であるかどうかの判定は、申込みした年の１月１日時点での満年齢により判断いたします。

② 得られた所得を合算する　Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＝Ⓓ

- 給与所得（Ⓐ）、事業所得等（Ⓑ）、公的年金等（Ⓒ）のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額（Ⓓ）となります。
- Ⓐ～Ⓒのうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額（Ⓓ）となります。
  （例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します）
  ※　ここで計算された総所得金額（Ⓓ）は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。

次ページへ

③ 世帯全員の総所得金額を算出する　Ⓓ（1 人目）＋Ⓓ（2 人目）＋・・・＝Ⓔ

- 単身世帯又は所得のある方が１人の世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額（Ⓔ）となります。
- 所得のある方が２人以上いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額（Ⓓ）を計算します。
  所得のある方全員のⒹを合計した金額が、世帯全員の総所得金額（Ⓔ）となります。
  （例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合が該当します）

④ 必要な控除をし、１２で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※世帯全員の総所得金額

{ Ⓔ　　円 －（３８万円×　　人＋　　円）} ÷１２＝　　円

所得月額

一般控除（下表１、２）

特別控除 該当する方のみ（下表３～８）

同居・扶養親族数（申込者本人は含まれません）

申込可能住宅	原則階層		裁量階層	
公営住宅	所得月額	158,000円以下	所得月額	214,000円以下
改良住宅		114,000円以下		139,000円以下

※９ページ参照

用語		範囲			控除額（1人につき年額）
一般控除	1.同居親族	申込者本人以外の配偶者または親族で、市営住宅に入居予定の方（例）夫･妻･子供･父･母など			３８万円
	2.同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方（仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いので注意してください）			３８万円
特別控除	3.老人扶養親族	扶養親族で 70 歳以上の方			１０万円
	4.老人配偶者	同一生計配偶者で 70 歳以上の方			１０万円
	5.その他の扶養親族	扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の方（同一生計配偶者は除く）			２５万円
	6.障害者	次に該当する方では 1申込者本人・2の方	特別障害者	身体障害者手帳 1･2 級所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者、愛護手帳 1･2 度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者　他	４０万円
			障害者	身体障害者手帳 3～6 級所持者、精神障害者保健福祉手帳 2･3 級所持者、愛護手帳 3･4 度所持者、戦傷病者手帳第 4 項症～第 4 目症所持者　他	２７万円
	7.寡婦	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方		その方の総所得金額（Ⓓ）が 27 万円以上の場合	２７万円
				その方の総所得金額（Ⓓ）が 27 万円未満の場合	その所得額
	8.ひとり親	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上のひとり親に該当する方		その方の総所得金額（Ⓓ）が 35 万円以上の場合	３５万円
				その方の総所得金額（Ⓓ）が 35 万円未満の場合	その所得額

（注 1）現在別居中で市営住宅に同時に入居しようとする親族の方や婚約者の方も、同居親族に含まれます（申込者本人を除きます）。
（注 2）扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。
（注 3）年齢は申込日現在の満年齢で計算します。

7. 申込書記入例

※　申込書は、黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

※　以下は、申込書記入の一例になりますので、ご自身の申込区分、世帯構成などに従ってご記入ください。

●申込住宅名をご記入ください。

●単身者の方は、この案内書の５ページを参照の上、該当する「単身入居理由」に必ず「○」をつけてください。

●電話番号は必ずご記入ください。

●現住所は、アパート名、部屋番号など、詳しくご記入ください。
※郵便番号の記入忘れにご注意ください。

●無職である場合は、職業欄に「無職」とご記入ください。

<備考欄>
●身体障害者手帳等の所持者は手帳名とその程度を記入してください。
●退職の方は「○○年○月○日退職」と記入してください。
●婚約者世帯に限り、退職予定で申込みが可能です。その場合は、退職予定日を記入してください。

●勤務先が世帯員の誰のものかわかるように、該当者の氏名欄の左上の丸数字（員番）をご記入ください。

先着順募集申込用

※［　　］の部分は記入しないでください。

入居可能日		登録NO.	－
名古屋市営住宅入居申込書	住宅コード	－	－

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛て先）名古屋市住宅供給公社　理事長
名古屋市長

フリガナ　ナゴヤ　タロウ
申込者　名古屋　太郎

次のとおり市営住宅への入居の申込みをします。申込み内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。
なお、入居を希望する世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡すことを誓約します。

	先着順募集	募集世帯	入居方法	世帯	障	受付番号
住宅名	名古屋　荘　2　棟　414　号					
地区コード						
申込区分	※該当を1つ○で囲んでください。　1．一般向　2．単身者向　3．多家族・多子世帯向					
単身入居理由	※ 単身者の方は必ず該当を1つ○で囲んでください。　1.60歳以上　2.身障　3.精神　4.愛護　5.難病　6.戦傷病　7.被爆　8.生保　9.引揚　10.ハンセン　11.DV　12.残留邦人　13.年齢要件緩和					

申込者の現住所	住所	電話番号（自宅／携帯等）
	〒 460 ― 0001 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号ハイツ愛知A棟101号	（自宅）052－000－0000 （携帯）090－0000－0000

員番	フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	満年齢	職業	就業又は開業年月	備考
①	ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎	申込者本人	男・女	大・昭・平 00 00 00	0	会社員	昭・平・令 0年 0月	身体障害者手帳4級
②	ナゴヤ ハナコ 名古屋 花子	妻	男・女	大・昭・平・令 00 00 00	0	無職	昭・平・令 年 月	令和○○年○月○日退職
③			男・女	大・昭・平・令			昭・平・令 年 月	
④							昭・平・令 年 月	
⑤			男・女	大・昭・平・令			昭・平・令 年 月	

計　人

主な生計者の勤務先	○○○○会社　営業部 電話　000－000－0000	勤務先の所在地	〒000－0000 名古屋市西区○○町1番1号　サン・ライフビル10階	勤務者員番 ①

・緊急連絡先となる方は、できるだけ親族の方で名古屋市内又は名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。（契約時には緊急連絡先になる方の署名が必要です）。
・緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

緊急連絡先					
氏名	フリガナ アイチ タロウ 愛知 太郎	性別 男・女	生年月日 大・昭・平 00 00 00	申込者との関係 妻の父	備考
住所	〒 000 ― 0000 名古屋市中川区○○町○○番地の○ 電話　000－000－0000	勤務先の名称電話番号	名古屋中央物産（株） 電話　000－000－0000		

審査・決裁欄	名古屋市	住宅管理課長		住宅管理課		供給公社

8. 駐車場について

- 駐車場の契約手続きは、住宅の契約後に行うことができます。
- 団地によっては駐車場がない場合や満車の場合がございます。また、契約可能な車両には大きさ等の制限（※）がありますので、あらかじめご了承ください。

  ※　自家用自動車等で幅 1.8m 以下、長さ 4.9m 以下のもの。

  （立体式駐車場及び機械式駐車場の場合は、このほか高さや重さの制限があります）
- 駐車場を契約される方は、契約時に駐車場使用料金と敷金（使用料金の３ヶ月分）が別途必要です。

＜駐車場の契約手続きや空き状況についてのお問い合わせ先＞

名古屋市住宅供給公社

東部事務所　☎052－774－3871　　南部事務所　☎052－823－1315

西部事務所　☎052－303－2251　　北部事務所　☎052－529－1261

＜方面事務所の管轄区域は下記ホームページをご参照ください＞

https://www.jkk-nagoya.or.jp/otoiawase/nyuukyo_taikyo.html/

QR コード

●先着順募集に関するお問合せ先

名古屋市住宅供給公社管理課

（所在地）名古屋市西区浄心一丁目１番６号
　　シティ・ファミリー浄心３階
（地下鉄鶴舞線「浄心」駅下車６番出口より西へ 50m）
電　　話…052－523－3875
ＦＡＸ…052－523－3863
営業時間…午前８時 45 分～午後５時 15 分
　　（毎週木曜日は、午後７時まで営業）
（ご相談等の場合は、終了 30 分前までにおいで下さい）
休 業 日…土曜日・日曜日・国民の祝日
　　年末年始（12/29～1/3）
主な業務…募集住宅の総合案内、
　　住宅の申込受付、入居資格等の案内

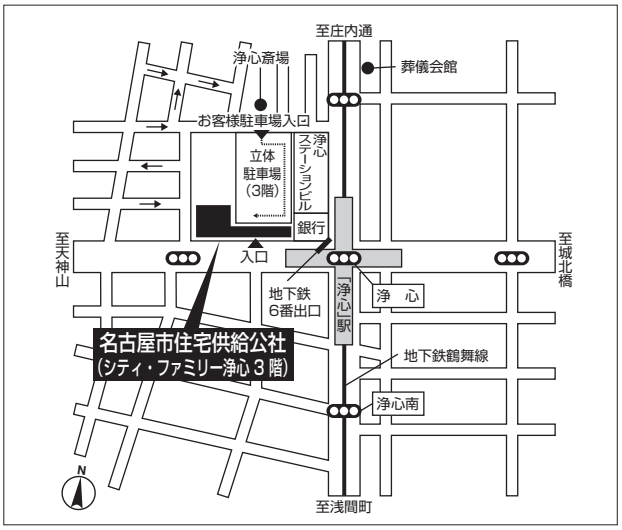

住まいの窓口(栄地下街)

（所在地）名古屋市中区栄三丁目５番 12 号先
電　　話…052－264－4682・4683
ＦＡＸ…052－264－4681
営業時間…午前 10 時～午後７時
（ご相談等の場合は、終了 30 分前までにおいで下さい）
休 業 日…毎週木曜日・第2/第4水曜日
　　年末年始（12/29～1/3）
主な業務…住宅相談、住宅の申込仮受付

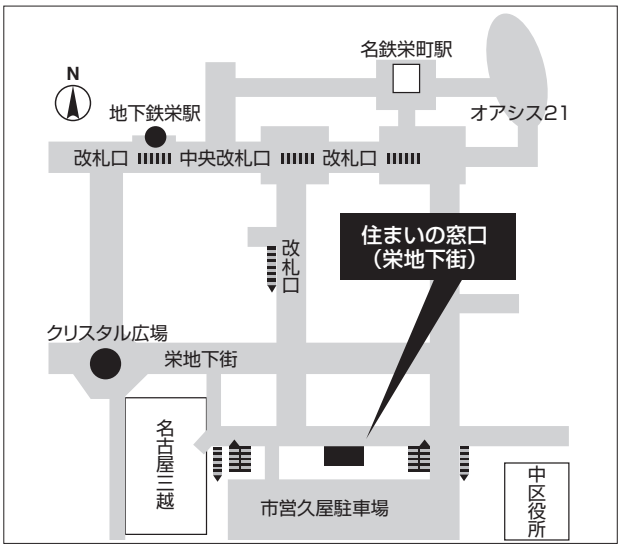

≪市営住宅／定住促進住宅／公社賃貸住宅のご案内≫

名古屋市住宅供給公社ホームページ

https://www.jkk-nagoya.or.jp/

名古屋市住宅供給公社　検索

QR コードを対応端末で読み取っていただくと、ホームページにアクセスできます。

※市営住宅の募集予定や定住促進住宅の空き状況が確認できます。